

未収債権の状況とその対策について

令和7年8月7日

令和6年度末の収入未済額 39億79百万円（前年度末比 △1億61百万円, △3.9%）

〔主な要因〕

県税や中小企業支援資金貸付金において、過年度分の解消等に取り組み、それぞれ77百万円、50百万円の収入未済額の解消が進んだほか、母子父子寡婦福祉資金貸付金、農業改良資金貸付金など、その他債権においても収入未済額の解消が進んだことによる。

1. 収入未済の状況について

（単位：百万円，％）

区 分		令和6年度 決 算 額 A	令和5年度 決 算 額 B	増減額 A－B	増減率 (A－B)／B
前年度末収入未済額 ア		4,140	4,112	28	0.7
年度中増減	過年度分解消額 イ	744	677	67	9.9
	新規発生額 ウ	583	704	△122	△17.3
	ウ－イ エ	△161	28	△189	△684.7
当該年度末収入未済額 ア＋エ		3,979	4,140	△161	△3.9

- ・ 端数処理のため、表中の計算が合わない場合がある。

（参考）主な未収債権の収入未済額の状況

（単位：百万円，％）

区 分	令和6年度 決 算 額 C	令和5年度 決 算 額 D	増減額 C－D	増減率 (C－D)／D
県 税	1,356	1,433	△77	△5.4
中小企業支援資金貸付金	1,143	1,193	△50	△4.2
行政代執行費用	641	641	0	0.0
母子父子寡婦福祉資金貸付金	85	103	△18	△17.2
農業改良資金貸付金	125	128	△3	△2.7
県営住宅使用料	164	158	6	3.9

- ・ 端数処理のため、表中の計算が合わない場合がある。

2. 未収債権対策の主なものとその成果

[共通事項]

債権管理マニュアル(平成14年8月策定)等に基づき、未収債権の解消と発生未然防止に向けた取組をより一層強化

(1) 県 税

- ・特別滞納整理班による個人住民税徴収対策の拡充・強化
鹿児島市・南さつま市・南九州市からの地方税法第739条の5引継による徴収額(1億88百万円)
相互併任による徴収額(95百万円)
- ・高額・徴収困難事案に対する徴収対策の実施による徴収額(1億11百万円)
- ・個人住民税特別徴収の促進(県入札参加資格審査時の実施確認の導入(平成25年4月～)、個人住民税特別徴収対象事業所の全県一斉指定(平成27年5月～))
- ・自動車税種別割のコンビニ納付、クレジット納付、スマホ決済納付、QRコード決済納付の利用促進(納期内納付率
令和5年度:86.6% → 令和6年度:87.6%, 1.0ポイント増)
- ・「自動車税種別割納税お知らせセンター」の設置
(実施前8月末時点現年度徴収率 平成20年度:90.2%→ 令和6年度:97.9%(7.7ポイント増))
- ・徹底した滞納整理の実施
(財産調査:延べ193,255件, 財産差押え:延べ1,548件)
- ・預貯金調査の電子照会導入(令和5年4月～)
- ・「県下一斉給与差押え徴収強化期間」(7～8月, 11月～1月)の設定
(対象者2,048人, 72百万円を徴収)
- ・タイヤロック徴収の実施(対象者183人, 4,670千円を徴収)
- ・搜索の実施(6件(市町村との合同を含む))
- ・通常公売を実施(不動産(土地3筆, 不調)), 県・市合同公売会の実施(差押動産を729千円で売却)

(2) 中小企業支援資金貸付金

- ・延滞組合(企業)に対する戸別訪問等の実施(令和6年度分割償還額の増:7件)
- ・「債権回収強化月間」及び「延滞発生未然防止月間」の設定による納入及び延滞発生防止指導の推進(強化月間訪問件数…6月:3件, 12月:3件, 防止月間訪問件数…7月:2件, 1月:2件)
- ・長期延滞組合に対する法的措置の執行(債権差押:1件, 競売:1件)

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付金

- ・家庭訪問等による償還計画書の作成や分割納入の指導等の実施(令和6年度完済:159件, 新規償還開始:62件)
- ・口座振替制度の推進(平成11年9月から実施, 口座振替件数(令和7年5月末現在):490件(調定件数の約84%))
- ・貸付金回収強化委託事業の実施(令和6年度実績:8,633千円回収)

(4) 県営住宅使用料

- ・「夜間督促強化月間」の設定による納入指導の推進
(強化月間訪問実施件数…5月:103件, 8月:92件, 12月:48件)
- ・口座振替制度の推進(平成10年4月から実施, 口座振替申込件数(令和7年3月末現在):7,828件(入居者の約85%))
- ・滞納家賃回収強化委託事業の実施(令和6年度実績:602千円回収)
- ・機関保証制度の導入(3者の法人と協定を締結, 令和6年度利用者数:158人)

3. 今後の未収債権対策

- ① 「未収債権対策プロジェクトチーム」を中心に全庁的な未収債権対策を推進
- ② 関係各課において策定している債権管理マニュアル等に基づき、体系的な債権管理・債権回収
- ③ 県税の徴収対策として、鹿児島地域振興局(鹿児島市駐在)に集中配置する県税徴収対策官等を2人増員し、6人配置。また、大隅地域振興局(鹿屋市・大崎町担当)に4人を集中配置し、地方税法第739条の5引継ぎによる個人住民税の徴収体制を強化
- ④ その他の未収債権対策
 - ・県営住宅使用料の長期・高額滞納者への法的措置の執行、口座振替制度の推進等を引き続き実施
 - ・母子父子寡婦福祉資金貸付金の口座振替制度の推進等を引き続き実施
 - ・中小企業支援資金貸付金、農業改良資金貸付金、沿岸漁業改善資金等については、未収債権への対策だけでなく、経営指導の強化を通じ、償還促進を支援